

那覇市パートナーシップ登録申請書

那覇市長 宛

私たちは、那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定により、互いを人生のパートナーとして、ここにパートナーシップ登録を申請します。

なお、申請に当たり裏面の事項を確認しました。

年 月 日

氏名（自署）.....

氏名（自署）.....

住所.....

住所.....

.....

.....

第2号様式（第4条関係）裏面

那覇市パートナーシップ登録の申請をしようとする方は、下記の事項をよく読み、了解のうえ申請を行ってください。

■那覇市パートナーシップ登録について

那覇市は、性の多様性が人権として尊重されるものであり、その中で築かれるパートナーシップもまた尊重されるべきものとして、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、パートナーシップ登録を行います。ただし、このパートナーシップ登録によって、何らかの法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除など）が生じることはありません。

■申請について

申請書は、それぞれ直筆をお願いします。申請をするには、事前に電話で予約のうえ、お二人で揃っていらしてください。くわしい手続きの方法は、那覇市HP掲載の「那覇市パートナーシップ登録 利用のてびき」をご覧ください。申請及び来所に際して、秘密が守られるのか？など不安なことがあれば、お気軽にご相談ください。

■注意事項について

- 1 登録が完了し、登録証明書の交付を受けた場合には、「那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱」の趣旨に従って使用して下さい。
- 2 登録者は、以下に該当する場合には、市長にかならず届け出なくてはなりません。
 - (1) 住所、氏名その他申請時に提出した書類の記載事実に変更があったとき。
 - (2) 登録者のパートナーシップ関係が解消されたとき。
 - (3) 登録者の一方又は双方が市外へ転出したとき。
 - (4) 登録者の一方が死亡したとき。
- 3 以下のいずれかに該当することが判明した場合は、市長はこのパートナーシップ登録を削除します。
 - (1) 要綱第2条第1号又は第3条各号（同条第1号及び第2号ウを除く。）に定める要件を欠いたとき。
 - (2) 虚偽その他の不正な方法によりパートナーシップ登録を受けたとき。
 - (3) 登録証明書及び事実証明書を不正に使用したとき。
- 4 上記2及び3の場合は、登録者の一方が死亡したときを除き、登録証明書及び事実証明書を市長へ返還しなくてはなりません。

事務処理欄 -----

添付書類	<input type="checkbox"/> 住民票抄本(個人)	<input type="checkbox"/> 住民票抄本(個人)
	<input type="checkbox"/> 戸籍個人事項証明(戸籍抄本)	<input type="checkbox"/> 戸籍個人事項証明(戸籍抄本)
本人確認書類	免許証・パスポート・住基カード その他() ※写真のない書類の場合は、2点以上確認のこと	免許証・パスポート・住基カード その他() ※写真のない書類の場合は、2点以上確認のこと
ヒアリング	<input type="checkbox"/> 説明 / <input type="checkbox"/> 署名	<input type="checkbox"/> 説明 / <input type="checkbox"/> 署名
受付票	<input type="checkbox"/> 交付予定日の記載 / <input type="checkbox"/> 交付	

確認者